

## 共同住宅整備計画調書

【住宅の専用部分】  
 <規則第15条第2項第1号>

建築物の所在地		戸数	戸
---------	--	----	---

		《住宅整備基準》		
チェック欄		チェック欄の該当する にチェックしてください。 《住宅整備基準》欄の該当する にチェックしてください。		
1 敷地内の通路	(1)	滑りにくい表面の仕上げ		
	(2)	階段を設置する場合	ア 踏面の寸法 24cm イ 55cm ( 蹴上げの寸法×2 + 踏面の寸法 ) 65cm ウ 識別しやすい段 エ 握りやすい形状の手すり 75cm 高さ 85cm に設置 75cm 高さ 85cm に設置するための下地	
		(3)	傾斜路を設置する場合	握りやすい形状の手すり 75cm 高さ 85cm に設置 75cm 高さ 85cm に設置するための下地
		2 玄関	(1)	出入口
3 廊下等	(1)	有効幅員 85cm 上記整備が困難な場合 有効幅員 78cm		
	(2)	握りやすい形状の手すり	70cm 高さ 80cm に設置 70cm 高さ 80cm に設置するための下地	
	(3)	屈曲部及び出入口に接する部分	車椅子の転回が可能な空間を確保 軽微な改造により車椅子の転回が可能な空間を確保できる措置	
4 階段	(1)	踊場を設置 踊場を設置しない場合 勾配 1 / 1 かつ 55cm ( 蹴上げの寸法×2 + 踏面の寸法 ) 65cm		
	(2)	握りやすい形状の手すり	70cm 高さ 80cm に設置 70cm 高さ 80cm に設置するための下地	
	(3)	手すりの端部	下方に曲げる等通行する際に支障とならない形状	
	(4)	蹴込板及び滑り止め		
	(5)	踏面を蹴込板から著しく突出させない		
	(6)	識別しやすい段		
	(7)	上端部又は下端部	上階又は下階の廊下の通行の支障とならない構造	
	(8)	回り階段を設ける場合 1 の段につき回る角度を45°以上の一定の角度とする等安全上支障のないもの		
5 便所	(1)	出入口	有効幅員 80cm 上記整備が困難な場合 ( 有効幅員 75cm 軽微な改造により有効幅員 80cmとすることができる措置 )	
	(2)	段を設けない		
	(3)	介助しやすい広さを確保 軽微な改造により介助しやすい広さを確保することができる措置		
	(4)	戸	引き戸 外開き戸 施錠装置を設ける場合 外部から解錠できる構造	
		(5) 腰掛式便器		
	(6)	手すり	便器の両側に設置 便器の両側に設置するための下地	

6 洗面所及び 脱衣所	(1)	出入口	有効幅員 80cm 整備が困難な場合 ( 有効幅員 75cm 軽微な改造により有効幅員 80cmとすることができる措置 )
	(2)		段を設けない
	(3)	洗面所	70cm 洗面器の高さ 80cm
	(4)	脱衣所	衣服の着脱を容易にするための手すりを設置 衣服の着脱を容易にするための手すりを設置するための下地
7 浴室	(1)	出入口	有効幅員 65cm 上記整備が困難な場合 有効幅員 60cm
	(2)	内法寸法	短辺 140cm かつ 有効面積 2.5㎡ 上記整備が困難な場合 短辺 120cm かつ 有効面積 1.8㎡
	(3)	出入口の戸	引き戸
			施錠装置を設ける場合 ( 外部から解錠できる構造 左記整備が困難な場合 緊急時に救出しやすい構造の戸 )
	(4)	出入口の床面	高低差を設けない 上記整備が困難な場合 高低差 12cm
	(5)	洗い場の床面	滑りにくい仕上げ
	(6)	洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さ	50cm
(7)		浴槽及び洗い場に手すりを設置 浴槽及び洗い場に手すりを設置するための下地	
8 居室	(1)	出入口	ア 有効幅員 80cm 上記整備が困難な場合 ( 有効幅員 75cm 軽微な改造により有効幅員 80cmとすることができる措置 )
			イ 段を設けない
	(2)	居室のうち 1以上	ア 便所と同一階に近接して設置
			イ 玄関、洗面所、浴室及び食事室と同一階に設置 軽微な改造により玄関、洗面所、浴室及び食事室と同一階に設置されることとなる措置 玄関、洗面所、浴室及び食事室が設置される階との間に特殊構造昇降機を設置
			ウ 出入口の有効幅員 80cm 上記整備が困難な場合 出入口の有効幅員 75cm
			エ 介助しやすい広さを確保 軽微な改造により介助しやすい広さを確保することができる措置
		オ 緊急時に避難がしやすい措置	
9 バルコニー その他これに 類するもの		出入口の段	安全上支障のない高さ及び形状
10 設備及び 建具	(1)	給水給湯設備	安全性に配慮されたもの
		電気設備 ガス設備	操作が容易なもの
	(2)	照明設備	安全上必要な箇所に設置
			十分な照度を確保
	(3)		緊急時の救助を求めるための装置を設置 ( 便所、浴室及び8の(2)に該当する居室 ) 緊急時の救助を求めるための装置を設置できる措置 ( 便所、浴室及び8の(2)に該当する居室 )
	(4)		ガス漏れを入居者に知らせるための装置を設置 ( 台所 ) ガス漏れを入居者に知らせるための装置を設置できる措置 ( 台所 )
	(5)		火災を入居者に知らせるための装置を設置 ( 寝室、寝室に至る階段及び台所 ) 火災を入居者に知らせるための装置を設置できる措置 ( 寝室、寝室に至る階段及び台所 )
(6)		冷房装置及び暖房装置を設置できるコンセント等	
(7)		使用しやすい建具のトッ手及び施錠装置	